

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存が必要となりました

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳するなら、青色申告を始めてみませんか？

▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けられることができる制度です。

※ 青色申告の方は、原則として正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行うこととなりますが、簡易な帳簿（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳）で記帳してもよいことになっています。

▶ 青色申告をするためには、青色申告をしようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

※ 新たに開業された方は、原則として開業の日から2か月以内に提出してください。

※ 「所得税の青色申告承認申請書」などの申請や届出の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署にお電話いただきますと自動音声でご案内いたします。自動音声にしたがって「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。

白色申告者の簡易な方法による記載例（事業所得者の場合）

〇〇年 月 日	摘 要	売上	雑収入等	仕入	経 費			
					給料賃金	外注工賃	貸倒金	地代家賃
3	2	現金小売	39,900					
	5	3月分給料支払 新潟一郎			180,000			
	9	現金卸売 納品書控 #11,12,13	178,500					
	14	現金小売	42,000					
	19	現金仕入 納品書 #21,22		210,000				
	22	掛売上代金受取 東京商店(小切手)	686,700					
	23	作業くず売却代金受取 茨城商店		2,100				
	27	現金小売	42,000					
	31	作業くず売却代金受取 栃木商店		4,200				
	31	3月分駐車場代 長野不動産						30,000
		3月計	989,100	6,300	210,000	180,000	0	30,000
		累計	6,092,700	16,800	4,164,300	540,000	115,500	330,000

小売その他これに類する事業（飲食店、理髪店等）の場合、現金売上については、日々の合計金額のみを一括して記載できます。

保存している納品書（控）等でその内容を確認できるものは、日々の合計金額のみを一括して記載できます。

「掛売上」の取引で納品書控、請求書控等によりその内容を確認できるものは、日々の記載を省略し、代金を受け取った時に「現金売上」として記載することができます。

（「掛仕入」の場合も同様に納品書等によりその内容を確認できるものは、日々の記載を省略し、支払った時に「現金仕入」として記載することができます。）

ただし、年末に「売掛金」（又は「買掛金」）の残高を記載する必要があります。

▶ 収入金額については、「売上」と「雑収入等」に区分して記載します。

必要経費については、「仕入」と「経費」に区分して記載します。さらに、「経費」は、「給料賃金」、「外注工賃」、「減価償却費」、「貸倒金」、「地代家賃」、「利子割引料」及び「その他の経費」に区分して記載します。

記帳の仕方がわからない…

▶ 税務署では、新たに記帳を行う方、記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や、記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 税務署にお電話いただきますと自動音声のご案内いたします。自動音声にしたがって「2」を選択し、所得税担当までお問い合わせください。